



## 浜坂町・温泉町

第 3 号

平成16年2月発行

# 合併協議会だより



現在の浜坂町役場

現在の温泉町役場

新町の事務所は

**現浜坂町役場を本庁**

**温泉町に支所を置くことを確認!!**

### 新町の名称は5候補を選定

※選定順

湯の里(ゆのさと)	湯の浜(ゆのはま)	おんせん(おんせん)	温泉(おんせん)	浜坂(はまさか)
-----------	-----------	------------	----------	----------

1月21日に開催された第4回合併協議会で、新町の事務所（庁舎）の位置について、現在の浜坂町役場を本庁、温泉町に支所を置くことが確認されました。

また、新町の名称については、12月26日から1月13日まで公募した結果、応募件数1,657件、名称の種類は321点であることが報告されました。その後、募集要領に基づき選定を行い、新町の名称候補が5つまで絞り込まれました。

# 第4回合併協議会を開催

1月21日、温泉町夢ホールで、第4回浜坂町・温泉町合併協議会(以下「合併協議会」)が開催され、報告事項2件、協議事項5件について審議が行われました。

今回の協議会において第2回協議会から継続審議となっていた新町の事務所の位置については、現浜坂町庁舎を本庁とすること、温泉町に支所を置くことが確認されました。提出事項と概要は次のとおりでした。



→第4回合併協議会の様子。新町の事務所の位置や新町の名称選定など白熱した議論が交わされました。

## 報告事項

### 報告第13号

合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

↓承認

平成15年10月17日に取り交わした合併協議会規約に関する協議書について、顧問への就任に東田雅俊氏(兵庫県但馬県民局長)の承諾が得られたことに伴い、協議書の一部を変更したことが報告され、承認されました。

### 報告第14号

住民・中高生アンケート調査集計結果について

↓承認

5町合併協議会において実施した住民及び中高生アンケートの結果を2町分に再集計した「合併と新たなまちづくりに関するアンケート調査住民集計結果概要」に基づいて、男女別、年代別、町別など回答者の属性や各設問に対する結果が報告され、承認されました。

## 協議事項

### 協議第18号

一般職の職員の身分の取扱について【協定項目10】

↓承認

合併が行われた場合、一般職の職員は法律上、失職することになります。しかし、市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)において、「引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない」と定められています。

また、2町で構成している美西衛生施設一部事務組合は廃止され新町の事務となるため、同様に職員の取扱いを検討していく必要があります。職員数については、2町の一般職の職員を引き続き保有するため、新町の事務に見合う数となるよう、新町において定員適正化計画を策定し、段階的に職員数を減らすなど、適正な職員数となるように調整する必要があります。

その他、職員の給料や各手当、勤務条件などについては比較検討の上、合併により不均衡が生じないように調整を行う必要があります。

これらのことから、一般職の職員の身分の取扱いとして次のとおり提案され、協議の上、確認されました。

#### 【確認内容】

1. 職員の身分の取扱い
  - (1) 2町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。
  - (2) 美西衛生施設一部事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。
2. 職員数
  - (1) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
3. 職員給料
  - (1) 職員の給料は現給を保障し、合併による格差は速やかに調整する。
4. 職階
  - (1) 職階については、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一する。

### 協議第19号

特別職の身分の取扱いについて【協定項目11】

↓承認

合併により、2町の法人格が消滅するため、町長・助役

・収入役、各種審議会・委員会などの特別職は、その身分を失うため、新たに選任する必要があります。また、特別職の報酬額や委員会等の人数・報酬額等が相違しているため、人口や産業構造が類似している他の町を参考に調整する必要があります。

これらのことから次のとおり提案され、協議の上、確認されました。

#### 【確認内容】

1. 特別職(首長・議員等)について
  - (1) 町長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによる。(議会議員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。)
  - (2) 町長、助役、収入役、教育長の給料及び議員の報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にし、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。
  - (3) 費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。
2. その他の特別職(行政委員会)について

- 3.
- (1) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令に定めるところによる。(農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。)
- (2) 報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。
- (3) 費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。
- 2町及び美西衛生施設一部事務組合において条例等の規定に基づき設置されている審議会・委員会等
- (1) 2町及び美西衛生施設一部事務組合に設置されているもの並びに2町に設置されていて、新町においても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
- (2) 1町及び美西衛生施設一部事務組合のみに設置されているもので、合併時に施行される条例等により設置が必要なものにつ

いては、合併時までに調整する。それ以外のものについては、合併後、新町において速やかに調整する。

(3) 合併時に設置が必要なものにかかる委員報酬は、合併時までに類似団体の状況を参考に報酬審議会に準じた機関を組織し調整する。また、合併後に設置が必要なものにかかる委員報酬についても、新町において同様の取扱いとする。

**※類似団体**  
人口や産業構造が類似した全国の市町村を一定の基準に応じて区分したもの

**※報酬審議会**  
報酬の支給額・支給方法等の具体的内容は条例で定めることとされている。報酬の額の決定にあたっては、それぞれの職の職務内容や職務態様等を考慮して決められるが、世論の批判を招かないよう、その公共団体の区域内の公共的団体等の代表者その他住民によって構成される報酬審議会を設置し、第三者機関としての公正な意見を聞いた上で条例を議決すべきであるとされている。

### ◆主な特別職の身分の取扱い

職名	定数	任期	選任方法	新設合併した場合に行われる措置
町長	1人	4年	合併の日から50日以内に選挙を行う	2町の町長であった者のうちから協議により町長の職務執行者を定め、合併の日から新町長が選出されるまで、町長の職務を執行する
助役	1人	4年	町長が議会の同意を得て選任する(ただし条例により助役を置かないこと及び定数を増加することができる)	新町長が選任するまでは不在
収入役	1人	4年	町長が議会の同意を得て選任する(ただし条例により町長または助役に収入役の事務を兼掌させることができる)	選任されるまでの間不在となるが、収入役が不在の場合、必ずその職務代理者をおかなければならないので、町長の職務執行者が収入役職務代理者を選任
教育長	1人	4年	教育委員会の委員(委員長は除く)のうちから教育委員会が任命する	教育委員会の委員が議会の同意を経て任命されるまでの間、町長の職務執行者によって臨時に選任された教育委員の互選により教育長を定める
教育委員	5人	4年	町長が議会の同意を得て任命する	町長の職務執行者が合併時の2町の教育委員であった者の中から臨時に選任する。最初に任命される委員の任期は4年(2人)、3年(1人)、2年(1人)、1年(1人)とし、各委員の任期は新町長が定める。
選挙管理委員	4人	4年	議会において選挙する	議会において選挙されるまでの間、2町の選挙管理委員会委員であった者の互選により定めた者を充てる
監査委員	2人	4年 (議員は議員任期まで)	町長が議会の同意を得て、識見を有するもの及び議員のうちから選任する	新町長が選任するまでは不在
固定資産評価審査委員	3人以上	3年	町長が議会の同意を得て選任する	新町長が選出されるまでの間は、町長の職務執行者が従来の委員であった者のうちから選任

※ 議会の議員、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、別途協議します。

## 協議第20号

### 新町建設計画(その2)に

#### ついて【協定項目6】

↓確認

新町まちづくり計画の策定にあたっては、第2回合併協議会で基本的な考え方が示され、これに基づき検討が進められていますが、今回はまちづくりの基本方針となる「理念」と「将来像」について協議が行われました。

新町のまちづくり計画の理念を検討する前段として、合併の必要性や計画策定の方針の他、地勢や就業人口などの

## 協議第10号(継続)

### 新町の事務所の位置について【協定項目4】

↓確認

第2回合併協議会から継続となっていた新町の事務所の位置について協議を行いました。

前回の協議会で、委員から具体的な支所機能や組織などの提示を求める意見があり、今回、現地解決型支所の考え方や支所組織と業務内容、機構のイメージ図が示されました。

協議の結果、支所のあり方について一定の考え方が示さ

地域の概況を勘案した新町の特性やまちづくりの方向、住民の意向を整理した新町づくりの課題が示されました。

これらについて委員から新町への意見が出されましたが、理念については、一部修正の上、下表のとおり4点を確認いたしました。

続いて将来像の検討に入りましたが、委員からは「この地域を考えると、浜坂町は海温泉町は山、両町とも温泉がある」旨の発言があり、協議の上、将来像を下表のとおり確認いたしました。

れたことから、委員から、「本庁舎は現浜坂町庁舎でよいのではないか」との意見があり、協議の結果、次のとおり確認されました。なお、本庁の事務組織や支所の具体的な内容は別途協議する予定です。

#### 【確認内容】

1. 新町の事務所の位置は、美方郡浜坂町浜坂2、673番地の1とする。
2. 温泉町に支所を置く。
3. 支所機能は、住民生活に必要な住民サービス業務と地域振興等を担うものとする。

## 新町のまちづくりの理念

### ①自立と協働の住民主体のまちづくり

- ・経済的な「自立」とともに主体的にまちづくりに参画する「自律」性を持った人づくりと、その人が主役となるまちづくりに取り組みます。
- ・それぞれの主体の役割分担を明確にし、相互の認識と理解の上で、共通の目的を持った「協働」のまちづくりを進めます。

### ③子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり

- ・子どもや高齢者・障害者等が自立して社会参加でき、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。
- ・人権を尊重し、こころが通い合う地域のコミュニティを生かし、ともに支え合うまちづくりを進めます。

### ②自然と歴史・文化を生かした個性あるまちづくり

- ・自然と共生し、自然と調和したまちづくりをめざします。
- ・歴史・文化財を大切に、地域の持つ文化力を高め、元気を発信する個性あるまちづくりを進めます。

### ④世代間、産業間、地域間、都市と連携・交流するまちづくり

- ・老若男女をはじめ、身近な地域間や広域的な連携・交流を促進し、地域の活力を高めるまちづくりを進めます。
- ・それぞれの産業の活性化支援や異業種間の交流・連携を推進し、新たな付加価値を生み出す産業の育成を図るとともに、雇用の創出を促進します。

## 新町の将来像

海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 さと

協議第11号（継続）

新町の名称について

【協定項目3】

↓継続審議

新町の名称については、2町の住民の皆様を対象に昨年12月26日から公募を行い、1月13日に募集を締め切りしました。集計の結果、応募件数1、657件、有効応募者数1、136人、名称の種類は321点となりました。

今回の合併協議会では、募集要領に基づいて、選定が行われましたが、名称の種類321点の中に現在、他の町が使用している同一の名称・読み仮名が5点ありましたので、選定から除外いたしました。



⇒第一次選考の様子

第一次選考の第一回選定では、各委員が2点以内を推薦し、集計の上、上位3点を選定しました。

集計の結果、『浜坂』、『温泉』、『おんせん』の3点を選定されました。

第一回選定結果

候補名称	票数
浜坂（はまさか）	10
温泉（おんせん）	10
おんせん（おんせん）	9
浜坂温泉（はまさかおんせん）	8
湯の里（ゆのさと）	1
湯の浜（ゆのはま）	1
温泉浜坂（おんせんはまさか）	1

次に、第一回選定で選ばれた名称候補3点以外の中から、「協議により2点以内を推薦することができる」とされていますが、どのように2点の候補を選定するか引き続き協議を行いました。

協議の結果、再度、各委員が2点ずつ投票し、その集計結果の上位2点を選定するということが確認されました。

第二回目の集計の結果、『湯の浜』、『湯の里』が選定されました。

第二回選定結果

候補名称	票数
湯の浜（ゆのはま）	14
湯の里（ゆのさと）	9
浜坂温泉（はまさかおんせん）	7
温泉浜坂（おんせんはまさか）	1
湯の郷（ゆのさと）	1
夢浜（ゆめはま）	1
湯浜（ゆはま）	1
夢千代（ゆめちよ）	1
無効・白紙	5

【新町名称募集要領】

9. 選定方法

選定基準（※）に基づき、合併協議会において次のとおり選定する。ただし、作品ごとの応募数は、選定の基準とせず、参考にとどめることとする。

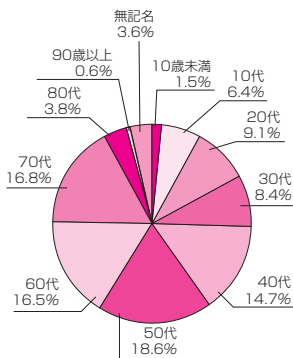
第一次選考で、各委員がそれぞれ2点以内を推薦し、集計の上、上位3点を選定する。ただし、協議により、それ以外の作品の中から2点以内をさらに選定することができる。こととする。

第二次選考で、第一次選考の候補の中から、各委員がそれぞれ1点を推薦し、集計結果を参考に協議により決定する。【※選定基準は協議会日より第2号をご覧下さい。】

新町名称公募 集計結果

応募者年齢別

	(件)
10歳未満	25
10代	104
20代	148
30代	136
40代	239
50代	302
60代	267
70代	272
80代	61
90歳以上	10
無記名	58
合計	1,622



応募件数 1,622件

(浜坂町888件、温泉町734件)

応募者数 1,136人

名称数 321点

※有効数の内訳

## 一 合併協定項目の協議状況 一

平成16年1月末日現在

合併協定項目		協議	確認
基本項目	1 合併の方式	●	●
	2 合併の期日	●	●
	3 新町の名称	●	
	4 新町の事務所の位置	●	●
	5 財産の取扱い	●	一部
合併特例法 規定項目	6 新町建設計画	●	一部
	7 議会の議員の定数及び任期の取扱い		
	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
	9 地方税の取扱い		
その他の 協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	●	●
	11 特別職の身分の取扱い	●	●
	12 条例、規則等の取扱い	●	●
	13 事務組織及び機構の取扱い		
	14 一部事務組合等の取扱い	●	●
	15 使用料、手数料等の取扱い		
	16 公共的団体等の取扱い		
	17 補助金、交付金等の取扱い		
	18 町名・字名の取扱い		
	19 慣行の取扱い	●	一部
	20 国民健康保険事業の取扱い		
	21 介護保険事業の取扱い		
	22 消防団の取扱い		
	23 各種事務事業の取扱い		
	1 議会関係事務事業の取扱い		
	2 総務関係事務事業の取扱い		
3 企画関係事務事業の取扱い			
4 税務関係事務事業の取扱い			
5 住民関係事務事業の取扱い			
6 環境関係事務事業の取扱い			
7 保健医療関係事務事業の取扱い			
8 福祉関係事務事業の取扱い			
9 農林水産関係事務事業の取扱い			
10 商工観光関係事務事業の取扱い			
11 建設関係事務事業の取扱い			
12 水道・下水道関係事務事業の取扱い			
13 学校教育関係事務事業の取扱い			
14 社会教育関係事務事業の取扱い			
15 電算システム関係事業の取扱い	●	●	
16 その他協議が必要な事業の取扱い			

## 合併協議会は傍聴できます

合併協議会は傍聴できます。傍聴を希望される方は協議会の開催時間の15分前までに会場においていただき受付を済ませてください。

### 【傍聴の注意事項】

会議や周囲の人に迷惑をかけるなどの行為がある場合は、傍聴できません。また、カメラや録音器などの持込みは制限されています。なお、携帯電話については電源を切っていただくか、マナーモードにするなど会議の進行に支障のないようご協力ください。

## 会議録等は閲覧できます

合併協議会の会議録（写）及び会議に提出された文書はどなたでも閲覧できます。

ただし、個人に関する事項や会議運営に支障を及ぼすおそれがある事項は閲覧できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

### 【閲覧場所】

- ・浜坂町役場企画総務課
- ・温泉町役場総務課
- ・合併協議会事務局

### 【閲覧時間】

- 午前8時30分から
- 午後5時15分まで（役場閉庁日を除く）

## 第5回 合併協議会のご案内

日 時：平成16年2月18日(水)

午後1時30分～

場 所：浜坂町多目的集会施設

内 容：・新町の名称について（継続）

- （予定）・地方税の取扱いについて
- ・議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- ・新町建設計画（その3）について

### お詫びと訂正

協議会だより第2号の2ページ「報告事項第12号・新町の将来像等検討のための基礎調査について」の中で『5町合併協議会において実施した住民アンケート結果を2町分に再集計し、有効活用した「新町の将来像等実現のための合併関係2町の状況資料」とありますが『2町の沿革や人口、世帯数、面積等に関する事項、産業構造、行政サービスの状況などをまとめた「新町の将来像等実現のための合併関係2町の状況資料」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

発 行 浜坂町・温泉町合併協議会

住 所 669-6792

兵庫県美方郡浜坂町浜坂2673-1（浜坂町役場内）

電話(0796)83-1700 FAX(0796)83-1701

E-mail soumu@2t-gappei.jp

URL http://www.2t-gappei.jp